

日本脳炎の予防接種について

【平成19年4月2日生から平成21年10月1日生の方】

日本脳炎の予防接種については、副反応の事例があったことにより、平成17年度から平成21年度まで、積極的な接種勧奨を行いませんでしたが、その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっていきます。

接種場所は委託医療機関となります。必ず、本紙をよく読んでから接種してください。

日本脳炎予防接種方法について

予防接種法に基づく標準的な接種方法は次のとおりです。

対象年齢に達しているかご確認のうえ受診してください。

	区分	回数	対象者	標準的な接種期間	接種間隔
1期	1期初回	2回	生後6月から生後90月（7歳6か月）未満	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	6日以上の間隔をおいて2回（標準的には6日から28日までの間隔をおく）
	1期追加	1回		4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	初回接種終了後6日以上の間隔をおいて1回（標準的には初回接種終了後おおむね1年を経過した時期）
2期		1回	9歳～13歳未満	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	

【特例対象者について】* 1期予防接種がまだ終了していない方は、必ずお読み下さい。

（注：7歳6か月以上9歳未満の間に接種した場合は、任意接種（有料）となりますので、ご注意ください。上記対象者の方で、順次、9歳を迎えた方から対象になります。）

日本脳炎の履歴	必要回数	現在の年齢	標準的な接種スケジュール
① 全く接種なし	4回	9歳以上13歳未満	○第1期は定期と同様の接種間隔で接種する。 ○第2期は、第1期追加終了後6日以上あけて接種する。
② 過去に初回1回接種済	3回	9歳以上13歳未満	○第1期は定期と同様の接種間隔で接種する。 ○第2期は、第1期終了後6日以上あけて接種する。
③ 過去に初回2回接種済	2回	9歳以上13歳未満	○第1期の追加を接種する。 ○第2期は、第1期終了後6日以上あけて接種する。
④ 過去に第1期（初回・追加）接種済	1回	9歳以上13歳未満	○第2期を接種する。

※上記の接種の履歴は平成22年4月1日以降に接種したものに限り、それ以前の場合はお問い合わせください。

※【予診票について】上記特例対象者の方で、まだ1期予防接種が終了していない方は、既に送付しています1期用予診票をお使いください。再発行が必要な方は、子育て支援課にご連絡ください。

病気の概要

日本脳炎ウイルスによっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する（不顕性感染）場合がほとんど（過去には100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されています）ですが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経障害（脳の障害）を生じます。

大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20%～40%が死亡に至る病気といわれています。

日本脳炎ワクチンについて

今回から使用されることになる改良された乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウイルスをVero細胞（アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞）で増殖させて、得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染性を失くすこと）して製造されたワクチンです。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの副反応

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの臨床試験においては、生後6月以上90月未満の小児123例中49例（39.8%）に副反応が認められ、その主なものは発熱（18.7%）、咳嗽（せき）（11.4%）、鼻漏（鼻水）（9.8%）、注射部位紅斑（8.9%）であり、これらの副反応のほとんどは、接種3日後までにみられたとされています。

なお、従来のワクチンで、まれにあらわれることがある副反応であるショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応については、改良されたワクチンでは少ないと考えられています。

※ADEM（急性散在性脳脊髄炎）とは

ある種のウイルスの感染後、あるいはワクチン接種後に、稀に発生する脳神経系の病気です。

ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性的疾患とされていますが、運動障害など神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。

重い副反応が起こった時の補償について

予防接種法に基づく予防接種により疾病、障がい、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等が行われます。

なお、救済制度の対象となる健康被害は厚生労働大臣が予防接種と疾病・障がい等との因果関係を認定したものに限りです。

注意点

- (1) 予防接種は健康な人が元気な時に接種を受け、その病原体の感染を予防するものですから、体調の良い時に受けることが原則です。
- (2) 予防接種を受けることができない人
 - ①明らかに発熱（一般的に体温が37.5度以上の場合を指します。）
 - ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
 - ③予防接種等によりひどいアレルギー反応を起こしたことがある人

④その他、医師が不適切な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談しなくてはならない人

①心臓病・腎臓病・肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人

②過去に予防接種を受けたとき、2日以内に発熱・発疹等のアレルギーを思わせる異常がみられた人

③過去にけいれんをおこしたことがある人

④免疫不全があると指摘されたことのある人、及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人

⑤ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こす恐れのある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

①副反応の多くは一週間以内に出現しますので、この間は体調に十分注意しましょう。

②入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。

③接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい活動は避けましょう。

厚生労働省ホームページ（日本脳炎ワクチンに係る Q&A）もご参照ください。

《問い合わせ先》 子育て支援課 64-1377